			（純資産の部）		
			［略］		
			その他の包括利益累計額合計		
			株式引受権		
			［略］		
資産の部合計			負債及び純資産の部合計		

（記載上の注意）

［１～３　略］

連結損益計算書（　年　月　日から　年　月　日まで）

［表略］

（記載上の注意）

［１～４　略］

連結損益及び包括利益計算書（　年　月　日から　年　月　日まで）

〔「連結損益計算書」について、「連結損益及び包括利益計算書」の記載に代える場合〕

［表略］

（記載上の注意）

［１～４　略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（無尽業法施行細則の一部改正）

第二条　無尽業法施行細則（昭和六年大蔵省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（業務報告書雛形） 第何期業務報告書 年　月　日ヨリ　年　月　日ニ至ル間ノ業務ノ成績左ノ通及報告候也 年　月　日 府　市　町 何　何　何　何番地 県　郡　村 何無尽株式会社 取締役　氏　名 取締役　氏　名 取締役　氏　名 、、、、 金融庁長官　殿	（業務報告書雛形） 第何期業務報告書 年　月　日ヨリ　年　月　日ニ至ル間ノ業務ノ成績左ノ通及報告候也 年　月　日 府　市　町 何　何　何　何番地 県　郡　村 何無尽株式会社 取締役　氏　名 取締役　氏　名 取締役　氏　名 、、、、 金融庁長官　殿